

## 2 被保険者の現状及び推移

## (1) 被保険者数 —私学共済で増加—

平成20年度末の被保険者数は、被用者年金では厚生年金が3,444万人、国共済105万人、地共済295万人、私学共済47万人、公的年金制度全体では6,936万人であった(図表2-2-1)。被用者年金では厚生年金が全体の89%を占める。

公的年金制度全体の被保険者の内訳をみると、国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)2,001万人、国民年金第3号被保険者1,044万人、被用者年金制度の被保険者3,892万人である。

図表2-2-1 被保険者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	公的年金 制度全体	国民年金						
	千人	旧三共済 千人	旧農林年金 千人						千人	千人	千人	千人	千人	第1号	第3号
														千人	千人
平成7	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	69,952	19,104	12,201					
8	32,999	463	501	1,124	3,336	401	38,824	70,195	19,356	12,015					
9	33,468		490	1,122	3,326	401	38,807	70,344	19,589	11,949					
10	32,957		482	1,111	3,306	403	38,258	70,502	20,426	11,818					
11	32,481		475	1,106	3,288	404	37,755	70,616	21,175	11,686					
12	32,192		467	1,119	3,239	406	37,423	70,491	21,537	11,531					
13	31,576		459	1,110	3,207	408	36,760	70,168	22,074	11,334					
14	32,144			1,102	3,181	429	36,856	70,460	22,368	11,236					
15	32,121			1,091	3,151	434	36,798	70,292	22,400	11,094					
16	32,491			1,086	3,111	442	37,130	70,293	22,170	10,993					
17	33,022			1,082	3,069	448	37,621	70,447	21,903	10,922					
18	33,794			1,076	3,035	458	38,363	70,383	21,230	10,789					
19	34,570			1,058	2,992	464	39,084	70,066	20,354	10,628					
20	34,445			1,053	2,946	472	38,916	69,358	20,007	10,436					
対前年度増減率(%)															
8	0.6	△0.8	△1.5	△0.1	△0.1	0.3	0.5	0.3	1.3	△1.5					
9	1.4	《0.0》	△2.3	△0.2	△0.3	0.1	△0.0	0.2	1.2	△0.6					
10	△1.5		△1.6	△1.0	△0.6	0.4	△1.4	0.2	4.3	△1.1					
11	△1.4		△1.5	△0.4	△0.5	0.2	△1.3	0.2	3.7	△1.1					
12	△0.9		△1.6	1.2	△1.5	0.5	△0.9	△0.2	1.7	△1.3					
13	△1.9		△1.8	△0.8	△1.0	0.6	△1.8	△0.5	2.5	△1.7					
14	1.8	《0.3》		△0.7	△0.8	5.0	0.3	0.4	1.3	△0.9					
15	△0.1			△1.0	△0.9	1.3	△0.2	△0.2	0.1	△1.3					
16	1.2			△0.5	△1.3	1.6	0.9	0.0	△1.0	△0.9					
17	1.6			△0.4	△1.3	1.5	1.3	0.2	△1.2	△0.6					
18	2.3			△0.5	△1.1	2.1	2.0	△0.1	△3.1	△1.2					
19	2.3			△1.7	△1.4	1.4	1.9	△0.5	△4.1	△1.5					
20	△0.4			△0.4	△1.6	1.7	△0.4	△1.0	△1.7	△1.8					

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

被保険者数の推移をみると（図表 2-2-1）、平成 20 年度は、私学共済で 1.7%の増加となっているが、その他のすべての制度で減少しており、公的年金制度全体で 1.0%減少した。

被保険者数の動向を制度別にみると、厚生年金は平成 16 年度以降増加を続けていたが、20 年度には 0.4%減少した。国共済は、平成 12 年度に地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことに伴い増加した以外は減少を続けており、地共済も一貫して減少している。一方で、私学共済は一貫して増加しており、特に被保険者の適用拡大が行われた平成 14 年度の伸びが大きくなっている。また、国民年金は第 1 号被保険者数が増加を続けていたが、平成 16 年度以降は減少している。

## (2) 年齢－被用者年金の平均年齢は地共済が最も高く、国共済が最も低い－

被保険者の平均年齢を平成 20 年度末でみると（図表 2-2-2）、被用者年金では地共済が最も高く 44.1 歳、次いで厚生年金 42.0 歳、私学共済 41.6 歳、国共済 40.6 歳の順となっている。また、国民年金第 1 号被保険者の平均年齢は 39.7 歳となっている。

図表 2-2-2 被保険者の年齢 ー平成 20 年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					第 1 号	第 3 号
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	42.0	40.6	44.1	41.6	39.7	43.1
男性	42.8	41.5	45.0	47.1	38.9	48.0
女性	40.4	36.9	42.5	36.8	40.6	43.1
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.6	0.8	0.1	0.0	-	-
20～24歳	7.1	7.4	3.0	10.4	19.9	1.5
25～29歳	12.5	10.9	8.9	15.5	10.5	6.7
30～34歳	13.7	14.1	11.9	12.3	10.4	14.1
35～39歳	13.9	16.5	13.5	11.4	11.0	18.6
40～44歳	11.9	14.3	13.0	10.0	9.8	16.8
45～49歳	10.7	13.8	14.5	10.2	8.9	14.4
50～54歳	9.9	11.3	16.3	9.5	10.4	13.8
55～59歳	10.6	8.4	15.7	9.3	17.6	14.1
60～64歳	6.7	2.4	3.0	7.7	1.4	-
65歳以上	2.2	0.1	0.1	3.7	0.1	-

注 1 国民年金の第 1 号被保険者には任意加入被保険者を含む。

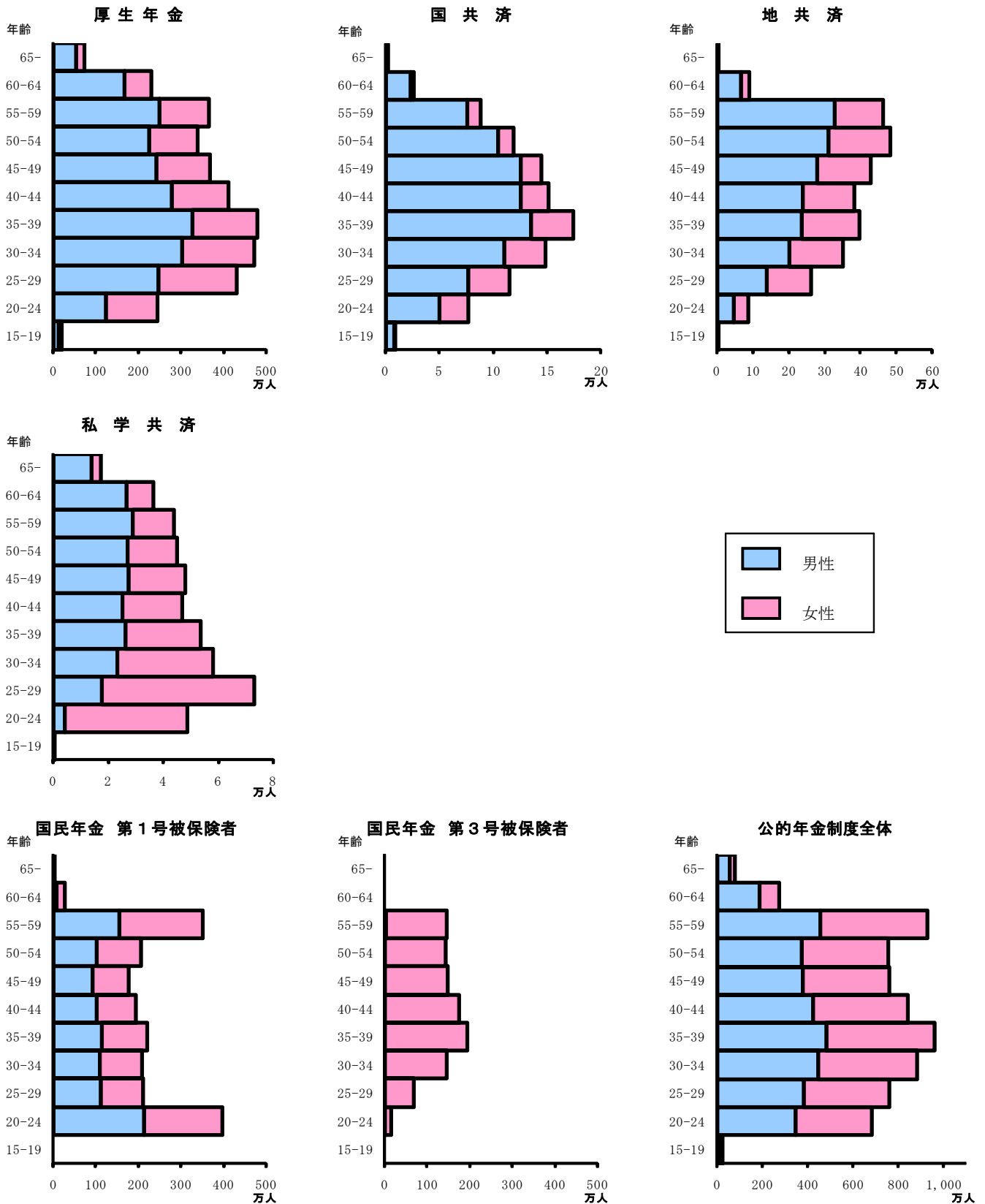
注 2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

注 3 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に 0.5 を加算したベースの数値である。

平成20年度末における被保険者の年齢分布をみると（図表2-2-2、2-2-3）、地共済の分布は、45～49歳、50～54歳の割合がそれぞれ14.5%、16.3%と他制度に比べて高いほか、55～59歳の割合も15.7%と高く、54歳以下で総じて年齢が若い方ほど割合が小さくなる逆ピラミッド型となっており、特徴的である。厚生年金は、35～39歳（13.9%）と55～59歳（10.6%）に2つの山があり、国共済は35～39歳（16.5%）で前後の年齢層に比べ割合が大きくなっている。また、私学共済は、25～29歳で15.5%と前後の年齢層に比べ突出している他、65歳以上が3.7%と他制度に比べて大きくなっている。

国民年金第1号被保険者は被用者年金と異なる年齢分布を示しており、20～24歳が最も多く19.9%、次いで55～59歳の17.6%となっている一方で、40～49歳の各年齢層は10%以下の割合となっている。

図表 2-2-3 被保険者の年齢分布 —平成20年度末—



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

## (3) 男女構成 —女性割合の多い私学共済、少ない国共済—

被保険者に占める女性の割合を平成20年度末でみると(図表2-2-4)、被用者年金では私学共済が53.1%と最も大きく、5割を超えている。一方、地共済と厚生年金は、それぞれ37.2%、35.0%で4割弱、国共済は最も低く20.6%である。

また、国民年金第1号被保険者の女性割合は49.2%である。

図表2-2-4 男女別被保険者数 —平成20年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	公的年金 制度全体	国民年金	
						第1号	第3号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	34,445	1,053	2,946	472	69,358	20,007	10,436
男性	22,377	836	1,849	221	35,557	10,170	104
女性	12,068	217	1,096	251	33,801	9,837	10,333
女性 割合	% 35.0	% 20.6	% 37.2	% 53.1	% 48.7	% 49.2	% 99.0

注 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

## (4) 1人当たり標準報酬額(月額) —男女間の差が小さい国共済と地共済—

被用者年金について1人当たり標準報酬月額(賞与は含まない)を平成20年度末でみると(図表2-2-5)、最も高いのは地共済で44.1万円、次いで国共済41.5万円、私学共済36.9万円、厚生年金31.3万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額は、地共済から報告を受けた「平均給料月額」が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものである(地共済は他の制度と異なり、「給料」で掛金や給付額を算定する仕組みとなっている)。

また、1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とする女性の水準によってみると、国共済、地共済の2制度がそれぞれ82.0、93.8であり、厚生年金の64.7、私学共済の66.9に比べて男女間の差が小さい。

図表 2-2-5 1人当たり標準報酬月額 —平成20年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	<312,813>	<415,247>	<440,923>	<369,017>
男性	<356,898>	<431,279>	<451,393>	<447,753>
女性	<230,952>	<353,600>	<423,259>	<299,488>
男性を100 とした女性 の水準	<64.7>	<82.0>	<93.8>	<66.9>

注1 「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した(1.25倍)場合の額である。

注3 地共済の平均給料月額は男女計352,738、男性361,114円、女性338,607円である。

注4 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

次に、賞与も含めた総報酬ベースでの水準をみる。1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)、すなわち、総報酬ベースの標準報酬総額(年度間累計)を年度間平均被保険者数で除した額(月額)をみると(図表2-2-6)、平成20年度では、地共済58.7万円、国共済54.8万円、私学共済48.3万円、厚生年金37.1万円の順となっており、標準報酬月額ベースと同様の状況になっている。

また、総報酬ベースの男性を100とした女性の水準は、標準報酬月額ベースに比べ、各制度とも若干低めとなっている。

図表 2-2-6 1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額) —平成20年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	370,810	548,284	587,220	482,658
男性	427,199	571,929	605,856	591,800
女性	266,355	457,270	555,794	386,333
男性を100 とした女性 の水準	62.3	80.0	91.7	65.3

注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者1人当たり月額)である。

注2 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

図表 2-2-7 1人当たり標準報酬額(月額)の推移

年度 〈年度末〉	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	円	旧農林年金 円			
平成					
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
8	<311,344>	<282,375>	<385,459>	<432,775>	<348,348>
9	<316,881>	<286,727>	<390,090>	<441,521>	<353,682>
10	<316,186>	<289,986>	<396,612>	<448,151>	<357,706>
11	<315,353>	<292,577>	<401,956>	<453,615>	<360,832>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
13	<318,679>	<296,925>	<412,231>	<461,583>	<367,677>
14	<314,489>		<406,373>	<456,830>	<369,995>
15	375,064		542,694	602,387	498,031
	<313,893>		<402,646>	<453,265>	<370,972>
16	374,812		543,117	603,578	493,099
	<313,679>		<406,543>	<454,605>	<369,692>
17	374,238		545,501	602,790	490,336
	<313,204>		<408,832>	<454,555>	<369,808>
18	373,849		545,429	599,560	486,689
	<312,703>		<409,598>	<450,818>	<368,611>
19	372,460		546,141	594,926	484,458
	<312,258>		<413,158>	<447,103>	<368,707>
20	370,810		548,284	587,220	482,658
	<312,813>		<415,247>	<440,923>	<369,017>
対前年度増減率(%)					
8	<1.2>	<1.7>	<1.5>	<2.0>	<1.5>
9	<1.8>	<1.5>	<1.2>	<2.0>	<1.5>
10	<△ 0.2>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.1>
11	<△ 0.3>	<0.9>	<1.3>	<1.2>	<0.9>
12	<1.1>	<0.9>	<2.0>	<1.0>	<1.5>
13	<△ 0.0>	<0.6>	<0.5>	<0.8>	<0.4>
14	<△ 1.3>		<△ 1.4>	<△ 1.0>	<0.6>
15	...		...	...	...
	<△ 0.2>		<△ 0.9>	<△ 0.8>	<0.3>
16	△ 0.1		0.1	0.2	△ 1.0
	<△ 0.1>		<1.0>	<0.3>	<△ 0.3>
17	△ 0.2		0.4	△ 0.1	△ 0.6
	<△ 0.2>		<0.6>	<△ 0.0>	<0.0>
18	△ 0.1		△ 0.0	△ 0.5	△ 0.7
	<△ 0.2>		<0.2>	<△ 0.8>	<△ 0.3>
19	△ 0.4		0.1	△ 0.8	△ 0.5
	<△ 0.1>		<0.9>	<△ 0.8>	<0.0>
20	△ 0.4		0.4	△ 1.3	△ 0.4
	<0.2>		<0.5>	<△ 1.4>	<0.1>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者1人当たり月額)である。  
また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

1人当たり標準報酬額（月額）の推移をみると（図表2-2-7）、平成20年度の総報酬ベースでの対前年度増減率は、厚生年金で0.4%減、国共済で0.4%増、地共済で1.3%減、私学共済で0.4%減となっている。

**(5) 標準報酬総額 ー厚生年金・私学共済で増加ー**

被用者年金の平成20年度の標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）は、厚生年金156兆260億円、国共済6兆9,815億円、地共済20兆7,916億円、私学共済2兆7,462億円であった（図表2-2-8）。

標準報酬総額の推移をみると、厚生年金は平成16年度以降増加しており、平成20年度は総報酬ベースで0.8%の増であった。また、私学共済では一貫して増加傾向が続き、平成20年度に総報酬ベースで1.3%増となっているが、被保険者数の増加が標準報酬総額を増加させる大きな要因となっている。一方、国共済及び地共済は近年減少傾向にあり、平成20年度には総報酬ベースでそれぞれ0.0%減、2.8%減となっている。



図表 2-2-8 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	旧三共済	旧農林年金					
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
8	<1,235,867>	<23,431>	<16,986>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1,515,977>
9	<1,281,286>		<16,898>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1,541,603>
10	<1,272,631>		<16,787>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<1,535,358>
11	<1,247,826>		<16,714>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<1,512,606>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
13	<1,231,930>		<16,410>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<1,497,374>
14	<1,233,692>			<54,065>	<175,486>	<19,005>	<1,482,247>
15	1,458,725			71,088	228,236	26,076	1,784,125
	<1,219,199>			<52,860>	<171,616>	<19,275>	<1,462,950>
16	1,468,506			70,717	225,979	26,263	1,791,464
	<1,226,226>			<52,582>	<169,031>	<19,572>	<1,467,412>
17	1,487,083			70,654	222,616	26,495	1,806,849
	<1,242,451>			<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>
18	1,516,357			70,337	218,829	26,827	1,832,350
	<1,266,562>			<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1,503,546>
19	1,548,385			69,827	213,998	27,109	1,859,319
	<1,295,378>			<52,262>	<160,286>	<20,486>	<1,528,412>
20	1,560,260			69,815	207,916	27,462	1,865,454
	<1,311,201>			<52,350>	<155,580>	<20,846>	<1,539,977>
対前年度増減率(%)							
8	<1.7>	<1.3>	<0.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>	<1.7>
9	<3.7>	《1.7》	<△ 0.5>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.7>
10	<△ 0.7>		<△ 0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>	<△ 0.4>
11	<△ 1.9>		<△ 0.4>	<0.9>	<0.8>	<1.3>	<△ 1.5>
12	<△ 0.6>		<△ 0.7>	<2.8>	<△ 0.7>	<1.6>	<△ 0.5>
13	<△ 0.7>		<△ 1.1>	<0.5>	<0.0>	<1.3>	<△ 0.6>
14	<0.1>	《△ 1.2》		<△ 1.0>	<△ 0.5>	<5.5>	<△ 1.0>
15	...			...	...	...	...
	<△ 1.2>			<△ 2.2>	<△ 2.2>	<1.4>	<△ 1.3>
16	0.7			△ 0.5	△ 1.0	0.7	0.4
	<0.6>			<△ 0.5>	<△ 1.5>	<1.5>	<0.3>
17	1.3			△ 0.1	△ 1.5	0.9	0.9
	<1.3>			<0.3>	<△ 1.1>	<1.4>	<1.0>
18	2.0			△ 0.4	△ 1.7	1.3	1.4
	<1.9>			<△ 0.2>	<△ 1.8>	<1.7>	<1.4>
19	2.1			△ 0.7	△ 2.2	1.1	1.5
	<2.3>			<△ 0.7>	<△ 2.4>	<1.5>	<1.7>
20	0.8			△ 0.0	△ 2.8	1.3	0.3
	<1.2>			<0.2>	<△ 2.9>	<1.8>	<0.8>

注1 年度間累計の額である。

注2 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、&lt;&gt;内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注4 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注5 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

## 3 受給権者の現状及び推移

## (1) 受給権者数 —各制度とも増加が続く—

平成20年度末の受給権者数は、厚生年金2,907万人、国共済109万人、地共済254万人、私学共済33万人、国民年金2,743万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると3,593万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293.4	25,420
19	27,502			1,046	2,436	309.4	26,387
20	29,072			1,094	2,543	328.7	27,433
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1
16	4.7			3.1	3.0	5.0	3.9
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1
18	4.2			2.5	2.4	4.5	4.2
19	5.1			3.6	3.9	5.5	3.8
20	5.7			4.6	4.4	6.2	4.0

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると（図表2-3-1）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は平成8年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が概ね4～6%程度であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低くなっている。

平成20年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では、私学共済が6.2%増、厚生年金が5.7%増、国共済が4.6%増、地共済が4.4%増となっており、これまでに比べて伸び率が大きい。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は4.0%増となっている。

### （受給者数）

年金が全額支給停止<sup>注</sup>されている者を除いた受給者数は、図表2-3-2のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表2-3-2 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778		282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503		294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233		305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074		319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005		335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315			879	2,029	221.8	21,222
15	21,369			906	2,088	234.5	22,111
16	22,334			933	2,152	247.3	22,997
17	23,156			956	2,206	259.2	23,954
18	24,043			980	2,253	272.6	24,968
19	25,226			1,016	2,325	287.0	25,925
20	26,684			1,059	2,426	305.2	26,949
対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2		4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6		4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4		3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9		4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2		5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》		2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2			3.0	2.9	5.7	4.2
16	4.5			3.1	3.1	5.5	4.0
17	3.7			2.4	2.5	4.8	4.2
18	3.8			2.5	2.1	5.2	4.2
19	4.9			3.7	3.2	5.3	3.8
20	5.8			4.2	4.3	6.3	3.9

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

## (2) 年金種別別にみた状況

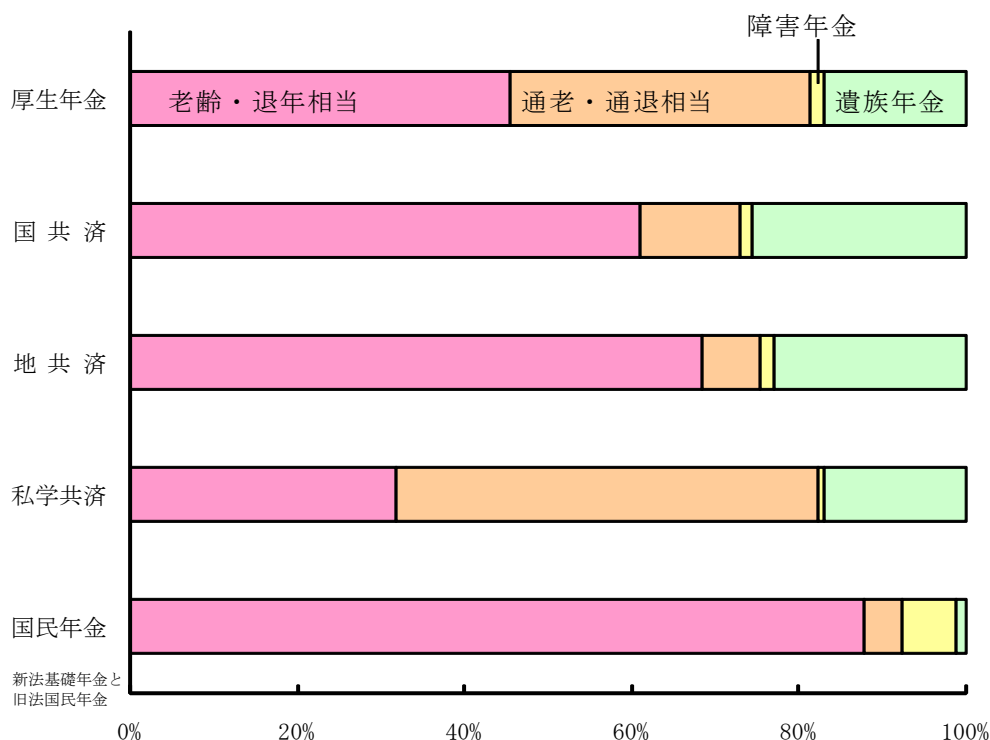
受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当<sup>注</sup>」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当<sup>注</sup>」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

図表 2-3-3 受給権者の年金種別別構成 —平成 20 年度末—



(私学共済は通老・通退相当が、他制度は老齢・退年相当が最も多い)

受給権者の年金種別別構成割合をみると（図表 2-3-3、図表 2-3-4）、制度によって特徴が見られる。

厚生年金では、老齢・退年相当が5割弱と最も多く、次いで通老・通退相当が4割弱という構成である。これに対し、国共済、地共済では、老齢・退年相当がそれぞれ6～7割と多く、通老・通退相当は少ない。一方、私学共済では、通老・通退相当が5割と最も多く、老齢・退年相当は3割と少なくなっている。また、国民年金では、老齢・退年相当が9割弱を占めている。

この傾向は、受給者数でみても大きな違いはない（図表2-3-4）。

図表2-3-4 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成20年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	29,072	1,094	2,543	328.7	27,433
老齢・退職年金					
老齢・退年相当	13,236	668	1,746	105.0	24,111
通老・通退相当	10,412	131	172	165.9	1,254
障害年金	516	15	43	2.3	1,763
遺族年金	4,908	279	582	55.5	305
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金					
老齢・退年相当	45.5	61.1	68.7	32.0	87.9
通老・通退相当	35.8	12.0	6.8	50.5	4.6
障害年金	1.8	1.4	1.7	0.7	6.4
遺族年金	16.9	25.5	22.9	16.9	1.1
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	26,684	1,059	2,426	305.2	26,949
老齢・退職年金					
老齢・退年相当	12,287	649	1,682	90.7	23,928
通老・通退相当	9,485	128	166	157.1	1,250
障害年金	363	10	24	2.0	1,648
遺族年金	4,549	272	554	55.3	123
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金					
老齢・退年相当	46.0	61.3	69.3	29.7	88.8
通老・通退相当	35.5	12.1	6.8	51.5	4.6
障害年金	1.4	0.9	1.0	0.7	6.1
遺族年金	17.0	25.7	22.8	18.1	0.5

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

**(国民年金は遺族年金が少ない)**

国民年金では、他制度と異なり、遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は1.1%であり、一方、被用者年金では最も低い厚生年金、私学共済でも16.9%である。これは、国民年金の遺族基礎年金<sup>注</sup>は基本的には18歳未満の子<sup>注</sup>又は18歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

**(国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)**

また、国共済と地共済にあっては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ12.0%、6.8%でしかなく、他の被用者年金が30%以上（厚生年金35.8%、私学共済50.5%）であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済423ヶ月、地共済419ヶ月であり、厚生年金388ヶ月、私学共済384ヶ月に比べて長いものとなっている。

**(私学共済は通老・通退相当が多い)**

私学共済は老齢・退年相当32.0%に対し通老・通退相当が50.5%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており特徴的である（厚生年金は老齢・退年相当45.5%に対し通老・通退相当35.8%である。）。

## (3) 年金総額

平成20年度末の年金総額（受給権者の年金額の総額）は、厚生年金26兆4,550億円、国共済1兆7,725億円、地共済4兆7,179億円、私学共済3,035億円、国民年金17兆6,689億円（新法基礎年金と旧法国民年金）であった（図表2-3-5）。国民年金の17兆6,689億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる1階部分）は含まれない。公的年金制度全体で50兆9,179億円である。

図表2-3-5 年金種別別にみた年金総額 —平成20年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金		
						新法基礎年金と旧法国民年金	公的年金制度全体	
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	264,550	17,725	47,179	3,035	332,490	176,689	509,179	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	187,323	13,216	36,985	2,008	239,531	156,055	395,587
	通老・通退相当	24,176	324	729	590	25,819	2,749	28,568
障害年金	4,365	192	601	25	5,182	15,628	20,810	
遺族年金	48,687	3,988	8,865	413	61,952	2,257	64,209	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	70.8	74.6	78.4	66.1	72.0	88.3	77.7
	通老・通退相当	9.1	1.8	1.5	19.4	7.8	1.6	5.6
障害年金	1.6	1.1	1.3	0.8	1.6	8.8	4.1	
遺族年金	18.4	22.5	18.8	13.6	18.6	1.3	12.6	
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	249,461	17,241	45,520	2,743	314,965	173,646	488,611	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	176,885	12,886	35,911	1,755	227,436	155,031	382,468
	通老・通退相当	22,450	312	700	554	24,016	2,741	26,758
障害年金	2,961	124	355	22	3,461	14,665	18,126	
遺族年金	47,165	3,914	8,554	412	60,046	1,208	61,254	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	70.9	74.7	78.9	64.0	72.2	89.3	78.3
	通老・通退相当	9.0	1.8	1.5	20.2	7.6	1.6	5.5
障害年金	1.2	0.7	0.8	0.8	1.1	8.4	3.7	
遺族年金	18.9	22.7	18.8	15.0	19.1	0.7	12.5	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

全額支給停止されている年金を外した受給者ベースで見ると、48兆8,611億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給権者ベースのものとする。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が70～80%台を占める。ただし私学共済は66.1%と他制度に比べて小さく、代わりに通老・通退相当が19.4%と他制度に比べて大きくなっている。また、被用者年金にあつては、概ね、遺族年金が18～23%（私学共済のみ13.6%）、障害年金は2%未満であるのに対し、国民年金は遺族年金が1.3%と小さく、障害年金は8.8%となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースで見ても特に変わりはない。



## (4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当について、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。平成20年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,324万人、国民年金2,411万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）、共済年金は国共済67万人、地共済175万人、私学共済11万人であった（図表2-3-6）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.2%、次いで地共済32.9%、厚生年金31.4%、国共済16.3%の順となっている。国民年金は56.8%である。

平均年齢は、各制度とも71～74歳程度である。私学共済が71.0歳で最も低く、国民年金が74.0歳で最も高くなっている。

なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数26,904千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

図表2-3-6 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 —平成20年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 13,236	千人 668	千人 1,746	千人 105.0	千人 24,111	千人 26,904
男性	9,080	559	1,171	63.9	10,416	〔老齢基礎 年金等受 給権者数〕
女性	4,157	109	574	41.1	13,695	
女性割合(%)	31.4	16.3	32.9	39.2	56.8	
平均年齢 計	歳 71.2	歳 73.4	歳 72.6	歳 71.0	歳 74.0	
男性	70.8	73.2	72.5	70.4	73.0	
女性	72.2	74.5	73.0	72.0	74.7	

注 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

## (平均年金月額)

平均年金月額<sup>注</sup>（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-7）、地共済が最も高く 21.2 万円、次いで国共済 20.1 万円、私学共済 19.7 万円、厚生年金 15.6 万円（厚生年金基金代行分も含む）の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、

- ① 共済年金は、厚生年金に比べて、報酬比例部分に係る給付乗率が、いわゆる「職域部分に相当する分」高くなっていること
- ② 平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること
- ③ 女性は男性に比べ平均年金月額が低いため、女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること

等に留意する必要がある。

図表 2-3-7 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成 20 年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936	
男性	178,325	205,912	223,675	218,177	58,965	
女性	106,489	175,010	188,887	165,409	50,111	
女(男=100)	59.7	85.0	84.4	75.8	85.0	
平均加入期間	月	月	月	月	月	
計	388	423	419	384	342	
男性	428	427	434	396	382	
女性	300	405	389	365	312	
繰上・繰下等除く平均年金月額 <sup>注</sup> (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	164,446	218,857	227,001	213,932	57,977	5.8万円

注 1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。  
○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。  
○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。

注 2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者（65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、平成13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ（報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始）が始まっている。）

を除くと、地共済 22.7 万円、国共済 21.9 万円、私学共済 21.4 万円、厚生年金 16.4 万円（厚生年金基金代行分も含む）となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均 5.8 万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると 5.4 万円（表中「53,936 円」）である。

#### （女性の平均年金月額　－男女間の差が小さい国共済、地共済－）

女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-7）、厚生年金は 10.6 万円であり男性（17.8 万円）の 59.7% とほぼ 6 割弱の水準であるのに対し、国共済は 17.5 万円であり男性（20.6 万円）の 85.0% の水準、地共済は 18.9 万円であり男性（22.4 万円）の 84.4% の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や 1 人当たり標準報酬月額 of 男女間の差が小さいためと考えられる。

**(本来支給、特別支給の平均年金月額)**

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が支給されている。平成6年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている（用語解説の図3を参照）。こうした状況を見たのが図表2-3-8である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、平成20年度末で厚生年金16.9万円、国共済21.7万円、地共済22.5万円、私学共済22.3万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、63～64歳では、厚生年金が15.7～15.9万円、国共済が20.1～20.9万円、地共済が20.8～21.6万円、私学共済が18.0～19.3万円となっており、本来支給分（老齢基礎年金分を含む）より若干低い水準である。

一方、60歳～62歳については、他の年齢に比べ平均年金月額が低くなっている。これは、平成13年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられており、平成20年度中に60歳に到達する者及び61歳、62歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）、すなわち20年度末に60歳～62歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることによる。なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。

図表 2-3-8 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） —平成20年度末—

（単位：円）

男女合計		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		117,934 〔155,766〕	164,784 〔200,860〕	176,538 〔212,228〕	159,289 〔197,468〕	
新 法 部 分	60歳未満	165,685	96,428	131,751		
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	84,269 〔…〕	120,596 〔120,932〕	132,280 〔132,751〕	117,680 〔117,824〕	
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	100,895 〔…〕	124,195 〔124,842〕	145,210 〔146,630〕	118,050 〔118,218〕	
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	102,410 〔…〕	125,716 〔126,164〕	146,476 〔147,278〕	118,408 〔118,540〕	
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	156,958 〔…〕	200,517 〔201,012〕	207,667 〔208,391〕	179,412 〔179,531〕	
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	158,693 〔…〕	208,547 〔208,757〕	215,513 〔215,805〕	193,012 〔193,061〕	
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	110,062 〔169,297〕	153,493 〔217,311〕	161,249 〔225,033〕	165,115 〔223,115〕	
	旧法部分	161,983	200,082 164,181	229,354 152,113	175,796 139,070	
	男性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		138,223 〔178,325〕	168,966 〔205,912〕	185,008 〔223,675〕	177,916 〔218,177〕
新 法 部 分	60歳未満	178,176	101,218	153,004		
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	99,702 〔…〕	123,252 〔123,612〕	137,147 〔137,636〕	129,289 〔129,403〕	
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	102,046 〔…〕	127,025 〔127,720〕	154,456 〔156,008〕	129,789 〔129,954〕	
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	105,093 〔…〕	128,391 〔128,861〕	157,371 〔157,217〕	131,147 〔131,255〕	
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	180,232 〔…〕	207,604 〔208,134〕	221,591 〔222,397〕	195,979 〔196,110〕	
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	183,656 〔…〕	215,650 〔215,857〕	230,654 〔230,967〕	212,132 〔212,176〕	
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	132,073 〔193,553〕	157,823 〔221,969〕	171,190 〔236,018〕	185,989 〔245,499〕	
	旧法部分	206,156	207,793 166,815	246,142 179,950	208,401 150,518	
	女性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		73,616 〔106,489〕	143,382 〔175,010〕	159,268 〔188,887〕	130,357 〔165,409〕
新 法 部 分	60歳未満	66,219	78,480	105,664		
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	45,427 〔…〕	103,097 〔103,274〕	122,266 〔122,701〕	96,628 〔96,824〕	
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	97,964 〔…〕	105,287 〔105,620〕	125,388 〔126,526〕	96,353 〔96,521〕	
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	95,472 〔…〕	108,029 〔108,335〕	125,973 〔126,643〕	94,538 〔94,713〕	
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	95,043 〔…〕	162,672 〔162,977〕	180,493 〔181,057〕	149,037 〔149,128〕	
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	93,833 〔…〕	168,470 〔168,688〕	184,378 〔184,627〕	155,407 〔155,447〕	
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	58,893 〔112,910〕	129,726 〔191,649〕	136,082 〔197,243〕	130,285 〔185,937〕	
	旧法部分	109,542	173,001 96,151	209,258 119,906	161,315 130,426	

注1 〔 〕内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金額である。なお、60～64歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者  
下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者  
についての数値である。

## (平均年金月額推移)

老齢基礎年金分を含む平均年金月額の推移をみると（図表2-3-9）、被用者年金では、平成20年度の対前年度増減率が、厚生年金1.5%減、国共済1.4%減、地共済1.4%減、私学共済1.7%減となり、各制度で減少した。

一方、国民年金の平均年金月額（新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均）は増加を続けており、平成20年度は対前年度0.7%の増加で、53,936円となった。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額をみると、被用者年金では減少傾向が続いている。

図表2-3-9 平均年金月額の推移 —老齢・退年相当—

○老齢基礎年金分を含む					
年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	円	円	円	円	円
平成7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19	158,104	203,697	215,310	200,803	53,552
20	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936
対前年度増減率(%)					
8	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	2.7
9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	2.5
10	1.6	1.6	1.2	1.5	3.9
11	0.7	0.4	0.4	0.4	2.5
12	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	1.7
13	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	1.4
14	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.7	1.2
15	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3	0.1
16	△ 2.5	△ 1.9	△ 2.1	△ 2.4	0.5
17	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.2	0.9
18	△ 1.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.5	0.5
19	△ 2.9	△ 2.1	△ 2.5	△ 2.7	0.7
20	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.7	0.7

注 厚生年金の平成8年度以前は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

## ○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
16	133,374	179,067	192,706	174,090
17	131,132	176,827	190,441	172,474
18	127,147	174,100	187,034	169,826
19	121,361	168,702	180,622	163,446
20	117,934	164,784	176,538	159,289
対前年度増減率(%)				
8	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4
9	0.0	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6
10	△ 0.0	0.2	0.3	0.2
11	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3
13	△ 3.3	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4
14	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.5
15	△ 2.2	△ 2.0	△ 2.1	△ 1.9
16	△ 3.9	△ 3.0	△ 3.0	△ 3.3
17	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.2	△ 0.9
18	△ 3.0	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.5
19	△ 4.6	△ 3.1	△ 3.4	△ 3.8
20	△ 2.8	△ 2.3	△ 2.3	△ 2.5

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

## (平均加入期間 —各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸び—)

次に、平均年金月額の変動に影響を与える平均加入期間の変動をみる（図表2-3-10）。

平均加入期間は各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は平成7年度以降でみて、平成7年度の241ヶ月から平成20年度の342ヶ月まで、年6～10ヶ月の増加となっている。

この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも、年2～4ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

図表 2-3-10 平均加入期間の推移 — 老齢・退年相当 —

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平成	月	月	月	月	月	月
7	347	410	405	353		241
8	350	410	405	355		251
9	354	411	407	357		260
10	357	412	408	360		268
11	360	414	408	362		276
12	364	413	410	366		284
13	367	416	410	368		292
14	371	417	411	371		300
15	374	418	413	374		307
16	377	419	414	376		314
17	380	420	415	378		322
18	382	421	416	381		329
19	385	422	418	382		336
20	388	423	419	384		342
対前年度増減差						
8	3	0	0	2		10
9	4	1	2	2		9
10	3	1	1	3		8
11	3	2	0	2		8
12	4	△1	2	4		8
13	3	3	0	2		8
14	4	1	1	3		8
15	3	1	2	3		7
16	3	1	1	2		7
17	3	1	1	2		8
18	2	1	1	3		7
19	3	1	1	1		7
20	3	1	1	2		6

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

### (平均年金月額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

#### ①給付乗率

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくること

※給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて徐々に小さくなるように定められている。

#### ②物価スライド

- ・ 平成15、16、18年度の減少については、年金の物価スライドがそれぞれ0.9%、0.3%、0.3%の引下げであったこと



- ・平成 8、9、12～14、17、19、20 年度については、物価スライドによる年金改定がなく、平均年金月額が増加要因とならなかったこと

### ③定額部分の支給開始年齢の引上げ

- ・平成 13 年度の減少については、13 年度中に 60 歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられており、13 年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

※平成 14、15 年度については、当該年度中に 60 歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ 61 歳、62 歳となっているが、年度末に 60 歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は 13 年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。

- ・平成 16 年度の減少については、16 年度中に 61 歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられており、16 年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること（14、15 年度の状況とは異なり、61 歳の者（厚生年金は男性のみ）についても新たに定額部分のない年金になった。）

※平成 17 年度及び共済年金各制度の 18 年度については、年度末に 60 歳、61 歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は 16 年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。

- ・厚生年金の平成 18 年度の減少については、18 年度中に 60 歳に到達する女性から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられており、18 年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

- ・平成 19 年度の減少については、19 年度中に 62 歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が 63 歳に引き上げられており、19 年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

※平成 20 年度については、年度末に 60 歳～62 歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は 19 年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。